

～偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて～

令和4年中に警察が検挙した商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）は、

検挙事件件数 264 事件、検挙人員 289 人

著作権侵害事犯（海賊版事犯等）は、

検挙事件件数 130 事件、検挙人員 141 人

となり、依然として高水準で推移しています。

知的財産は、経済活動の発展や豊かな文化の創造につながりますが、偽ブランド品や海賊版の流通により、その権利が侵害されると私たちの社会生活に様々な影響を及ぼします。

偽ブランド品・海賊版の流通がもたらす影響

権利者の経済的損失

偽ブランド品や海賊版は、正規品を製造、販売、配信等している権利者の利益を害し、権利者に甚大な経済的損失を与えます。

文化の衰退

経済的損失による企業の倒産や権利が守られないことによる創作意欲の低下等によって、文化そのものが衰退する可能性があります。

知的財産権を保護している法律の例

商標法

著作権法

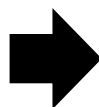
不正競争防止法

偽ブランド、海賊版に関する罰則

偽ブランド、海賊版については、例えば、下記事例のように刑事罰に問われる場合があります。

事例 1

偽ブランド品と知りながらインターネットで販売した。

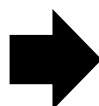


商標法違反【商標権の侵害】

罰則：5年以下の懲役
又は500万円以下の罰金

事例 2

漫画、映画といったコンテンツのデータをインターネット上に無断でアップロードした。



著作権法違反【著作権の侵害】

罰則：10年以下の懲役
又は1千万円以下の罰金

偽ブランド品や海賊版の多くはインターネット上で流通している

偽ブランド品や海賊版の多くはインターネット上で流通しています。

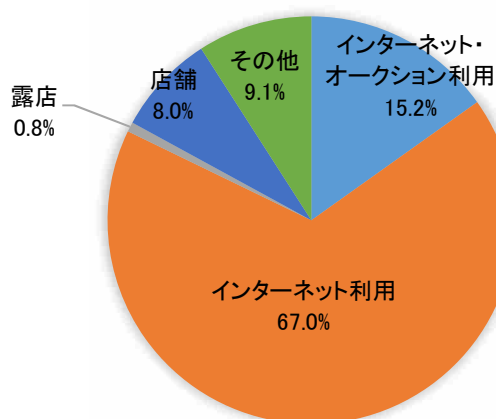
令和4年中に警察が検挙した事件のうち、権利侵害行為にインターネットが利用された割合は

偽ブランド品の販売事犯等の商標権侵害事犯で82.2%

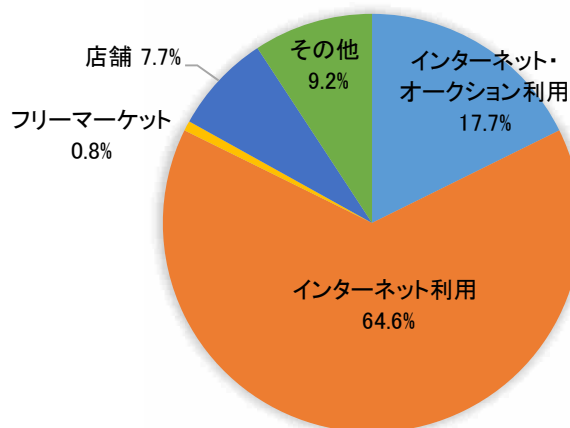
海賊版のアップロード等の著作権侵害事犯で82.3%

になります。インターネット等で販売されている偽ブランド品や違法な動画等がインターネット上にアップロードされている海賊版サイトにご注意ください。

【商標権侵害事犯の侵害形態】



【著作権侵害事犯の侵害形態】



- ・ インターネット利用は、インターネット・オークション利用を除く。
- ・ 割合は小数点第2位以下を四捨五入している。

令和4年中の検挙事例

【大手メーカーのトナーカートリッジの偽造・販売に係る商標法違反等事件】

会社役員の男(74)らは、真正品のトナーカートリッジの販売代金名目で現金をだまし取ろうと考え、令和3年7月から同年9月までの間、インターネットショッピングサイト上にトナーカートリッジが真正品であるかのように装い掲示し、真正品を入手できるものと誤信した購入者に代金を振込入金させ、人を欺いて財物を交付させるとともに、偽造品のトナーカートリッジを販売した。

令和4年3月までに、同男ら8人及び1法人を商標法違反(使用)及び詐欺罪で検挙した(千葉)。



警察で押収した証拠品

【アニメーション作品のリーチサイトに係る著作権法違反等事件】

無職の者(57)は、令和3年1月頃から令和4年5月までの間、パーソナルコンピュータを使用し、被疑者不詳が著作権者の許諾を受けないで映画の著作物である動画データを公衆送信しているウェブサイトへ殊更に誘導して、不特定多数の者が利用できるリーチサイトを運営し、広告をクリックするなどして発生した広告報酬を預金口座に振込入金させ受領した。

令和4年10月、同男を著作権法違反(リーチサイト運営)及び組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益の仮装)で検挙した(北海道)。

偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて

偽ブランド品は「買わない」「持たない」「許さない」

偽ブランド品や海賊版の多くは、

正規品の価格と比較して、価格が相当に安い

人気商品なのに在庫が多い

等の特徴があります。購入しようとしている商品が本物かどうか、しっかりとチェックしましょう。

「違法アップロード」「違法ダウンロード」はしない！

「海賊版サイト」は絶対に利用しない！

著作権者に無断で音楽、映画、漫画、コンピュータソフトウェア等の著作物をインターネット上にアップロードする行為やファイル共有ソフトを利用して共有する行為は、著作権法違反になります。

違法にアップロードされた著作物と知りながら、それをダウンロードする行為も著作権法違反になります。

特に、漫画等の書籍や映画等がインターネット上に違法にアップロードされている「海賊版サイト」による権利者の被害は深刻です。

「海賊版サイト」を利用することは、権利侵害行為を助長させることにつながりますので、「海賊版サイト」は絶対に利用してはいけません。

偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて、警察では取締りのほか、権利者団体と協力して啓発活動を行っています。

【不正商品対策協議会等が開催する「アジア知的財産権シンポジウム 2023」への参加】



【不正商品対策協議会が開催する「ほんと？ホント！フェア」への参加】

